～　日本学生支援機構〖JASSO〗による奨学金等のご案内（抜粋）　～

内　容

授業料・入学金の減免
（多子世帯の大学等の授業料の無償化）

2020年度から始まった高等教育の修学支援新制度による新しいサポート

給付型奨学金の支給

原則返還不要の奨学金制度
（2020年度から始まった高等教育の修学支援新制度により支給額が増額）

貸与型奨学金の貸与

無利息又は利息付で卒業後に返還していく奨学金制度
❶　第１種奨学金（無利息）
❷　第２種奨学金（利息付）
❸　入学時特別増額奨学金（利息付）

対象学生

授業料・入学金の減免

①　家計基準
住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯、かつ、別に示す資産基準（※１）を満たす学生

②　学力基準
別に示す学力基準（※１）及び学習意欲を満たす学生

※１　対象学生の要件（基準）

③　上記の他、大学等への入学時期に関する要件あり（高等学校等（※１）を初めて卒業（修了）した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日（※２）までの期間が２年を経過していない人等複数あり）

給付型奨学金の支給

同　左

貸与型奨学金の貸与

①　第１種及び第２種奨学金の貸与の対象学生
❶　家計基準：別に示す家計基準（年額）（※２）を満たす学生
【４人世帯の場合（基準額）】
→　第１種奨学金（無利息）：　880万円以下
第２種奨学金（利息付）：1,309万円以下
❷　学力基準：別に示す学力基準（※２）及び学習意欲を満たす学生

②　入学時特別増額奨学金の対象学生
貸与型奨学金（第１種及び第２種）の申込者で、「日本政策金融公庫の『教育ローン』」から融資を受けることができなかった学生

※２　対象学生の要件（基準）

③　上記の他、再貸与者については別途制限あり。

2024年度より在留資格「家族滞在」が申込対象になりました

金　額

授業料・入学金の減免

（減免金額　年額上限）

区　分	入学金	授業料
第1区分 住民税非課税世帯 多子世帯	26万円	70万円
第2区分 準ずる世帯①	約17万円	約47万円
第3区分 準ずる世帯②	約9万円	約23万円

給付型奨学金の支給

（月額）

【　】生活保護世帯及び児童養護施設等からの通学者への金額

区　分	自宅通学	自宅外通学
第1区分 住民税非課税世帯	3.83万円 【4.25】	7.58万円
第2区分 準ずる世帯①	2.56万円 【2.84】	5.06万円
第3区分 準ずる世帯②	1.28万円 【1.42】	2.53万円
第4区分 多子世帯に限る	9,600円 【約1万】	1.9万円

貸与型奨学金の貸与

①　第１種及び第２種奨学金　（月額）

区　分	自宅通学	自宅外通学
第1種	2.0～5.4万円	2.0～6.4万円
第2種	2～12万円（1万円単位） （12万円を選択した場合に限り、2万円の増額が可）	

但し、第1種奨学金と給付奨学金を併せて受給する場合は「併用調整」で減額する場合があります。

②　入学時特別増額奨学金
10万円・20万円・30万円・40万円・50万円から選択

※１「授業料・入学金の減免」（多子世帯の大学等の授業料の無償化）及び「給付型奨学金の支給」対象者の要件（基準）　～

＜共通条件＞

１：高等学校を初めて卒業した日の属する年度の翌年度末日から大学等へ入学した日までの期間が２年を経過していない人（２浪以内に横浜薬科大学に入学した人）

２：過去に給付奨学金（高等教育の修学支援制度）を利用したことがない人

１　学業成績等に係る基準

『2025年度入学者』

次の①～③のいずれかに該当すること。

①　高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位2分の1の範囲に属すること。

②　高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。

③　十分な学修意欲が、学修計画書等により確認できること。

『2024年度以前入学者』

★入学時より成績不良による「留年」・「転科」をしていないこと（転科生・編入生の場合は以前の成績も同様に扱う）

次の①、②のいずれかに該当すること。

①　成績が在学する学部等における上位2分の1の範囲に属すること。

②　修得した単位数が標準単位数以上であり、十分な学修意欲が、学修計画書により確認できること。

※　採用基準となる修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」によって判定されます。5年次に在籍中の場合、4年次修了時の成績

２　家計に係る基準

あなたと生計維持者が、次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります。（多子世帯の授業料等減免を除く）

『収入基準』

〈第1区分　住民税非課税世帯〉	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること。
〈第2区分　住民税非課税世帯に準ずる世帯①〉	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること。
〈第3区分　住民税非課税世帯に準ずる世帯②〉	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること。
〈第4区分　多子世帯に限る〉	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満であること。

『資産基準』

あなたと生計維持者の資産額（※）の合計が 5,000万円未満であること。（多子世帯の授業料等減免の場合は３億円未満）

※　資産とは、現金やこれに準ずるもの（投資用資産として保有する金・銀等、預貯金、有価証券の合計額を指し、土地等の不動産は含みません）。
なお、資産に関する証明書（預金通帳のコピー等）の提出は不要です。

～　※２「貸与型奨学金の貸与」対象者の要件（基準）　～

１　学力基準

学力の基準は、希望する奨学金及び入学年度によって基準が異なります。

『第一種奨学金のみ」または「併用貸与』

＜2025年度入学者＞

次の①または②のいずれかひとつに該当すること。

①　高等学校または専修学校高等課程最終2か年の成績の平均が3.5以上であること。

②　高等学校卒業程度認定試験合格者であること。

＜2024年度以前入学者＞

★入学時より成績不良による「留年」・「転科」をしていないこと（転科生・編入生の場合は以前の成績も同様に扱う）

本人の属する学部（科）の上位3分の1以内であること。

『第二種奨学金」

★入学時より成績不良による「留年」・「転科」をしていないこと（転科生・編入生の場合は以前の成績も同様に扱う）

次の①～④のいずれかに該当すること。

①　出身学校または在籍する学校における成績が平均水準以上と認められること。

②　特定の分野において、特に優れた資質能力を有すると認められること。

③　学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。

④　高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記のいずれかに準ずると認められること。

２　家計基準

家計の基準額は、大学種別、希望する奨学金種別、収入形態、通学形態等、世帯人員によって異なり、生計維持者の収入・所得金額に基づき選考されます。

～　Webサイト　～

①高等教育の修学支援新制度

③JASSO進学資金シミュレーター

②JASSOホームページ

④JASSO奨学金貸与・返還シミュレーター